



救急出動件数 35件  
火災出動件数 0件  
(2月末日現在)  
※令和2年1月からの件数です。

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター  
窓口 7番

訪問リハビリ支援を行います

町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。

リハビリ専門職からご本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスをを行います。

- と き 5月19日(火)
- ところ 希望される場所(ご自宅・総合福祉センターなど)で実施します
- 対象者 おおむね65歳以上で、病気や高齢による障害や筋力低下などのため日常生活に支障がみられる方
- 定員 4～5人
- スタッフ 理学療法士(北見赤十字病院)、保健師
- 料金 無料
- 申込み 5月7日(木)までに福祉保健課高齢者支援係へ

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となる費用の一部を支給しています。

くらしの

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

障害福祉サービスを行っています

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。

- サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- 利用者負担 原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められます。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。
- 申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場1階  
窓口1番

税の関係 ☎ 47-2193

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

- と き 4月8日(木)・5月13日(水)  
17時30分～20時

- ところ 町民課窓口

令和元年分申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税、消費税(個人事業者)および贈与税の申告・納付期限が、4月16日(木)まで延長となりました。

これに伴い、所得税および消費税(個人事業者)の振替納税を利用される方の振替納付日が変更となりました。

- 納付の期限【現金納付(クレジットカード納付を含む)・電子納税(ダイレクト納付を含む)の場合】

所得税および復興特別所得税・消費税および

人の動き → 4,870人(-5)

男 2,335人(-2) / 女 2,535人(-3)  
世帯数 2,097世帯(±0)

2月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

地方消費税(個人事業者)・贈与税いずれも4月16日(木)

※申告書の提出後に、納付書などの送付によるお知らせはありません。

- 振替日【振替納税の場合】
  - ・所得税および復興特別所得税 5月15日(金)
  - ・消費税および地方消費税 5月19日(火)
- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門  
(☎ 23-7151)

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

令和2年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

- 縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものがが必要です)
- 縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(日)  
(土・日曜、祝日は除きます)  
8時45分～17時30分
- 縦覧場所 町民課窓口

個別排水処理施設(合併処理浄化槽)・農業集落排水施設(下水道) 使用料の人数算定変更手続きを

井戸水など自家水使用で水道メーターが設置されていない世帯や町水道水使用世帯のうち、営農用水など個別排水処理施設(農業集落排水施設)に流入しない水量が多い場合、届け出により世帯の使用人数で使用料を算定しています。

この人数算定をしている世帯で、転入出・転居や出生、死亡により、住民票変更の手続きで人数が変わる場合は、上下水道課にご連絡をお願いします。

また、離農で営農用水を使用しなくなった場合、水道使用量から算定するメーター算定への変更もできますので、合わせてご連絡ください。

- 問合せ 上下水道課下水道係 (☎ 47-2118 役場1階 窓口5番)

